

地下水汚染の効果的な未然防止対策の在り方について

(骨子素案)

1. はじめに（検討に至った経緯）

- 地下水の特徴
- 水濁法改正の経緯と今回の検討の必要性

2. 工場・事業場が汚染原因と推定される地下水汚染の現状

3. 地下水汚染の未然防止に係る対策・取組の現状

- 水濁法による地下浸透規制の現状
- 条例による地下浸透規制の現状
- 他法令による有害物質の漏洩防止に関する規制の現状
- 業界における地下浸透防止の取組

4. 今後の地下水汚染の効果的な未然防止対策の在り方について

(1) 基本的な方針

- ・ 地下水汚染の実態調査結果から、地下水汚染を引き起こすこととなった事業場等における有害物質の漏洩原因として、施設・設備の劣化・破損による漏洩等の施設・設備に係るものと、不適切な作業や設備の操作による漏洩等の作業や操作に係るものを確認。
- ・ 漏洩場所や地下浸透の原因を調べた結果から、地上の生産設備や貯蔵設備の本体に付帯する配管等、貯蔵場所・作業場所等から有害物質の漏洩が起こり、床面が地下浸透を防止できる構造になっていないために地下に浸透していることを確認。また、生産設備本体、貯蔵設備本体からの有害物質の漏洩についても、まれに確認。
- ・ 地下の貯蔵設備や地下配管から有害物質の漏洩が起こり、そのまま地中に浸透

していることを確認。

- ・ したがって、これらを踏まえると、地下水汚染を未然に防止するためには、現行の水濁法に基づく地下浸透規制に加え、有害物質を取り扱う施設・設備や作業において漏洩を防止するための措置を実施するとともに、施設・設備や作業において漏洩が生じたとしても地下への浸透を最小限にとどめ地下水の汚染に至ることのないようにする措置が必要。
- ・ 一部の事業者においては、これらの地下水汚染を未然に防止するための措置を自主的に実施しているが、全国的に発生している地下水汚染を未然に防止するためには、法令に基づく制度として位置付けることが必要。

(2) 地下水汚染の効果的な未然防止のための措置

① 施設設置場所等の構造に関する措置

○ 有害物質を取り扱う施設の設備本体に付帯する配管等における漏洩防止

- ・ 有害物質を取り扱う施設の生産設備や貯蔵設備の本体に付帯する配管部の継ぎ目や地下貯蔵設備から漏洩し、地下へ浸透して地下水汚染に至った事例が認められることから、有害物質を取り扱う施設の設備本体に付帯する配管や地下貯蔵設備等は、床面から離して設置する等、漏洩があった場合に漏洩を容易に確認できる構造とすること。
- ・ 有害物質を取り扱う地下貯蔵設備や地下配管から漏洩し、地中へ直接浸透して地下水汚染に至る事例が認められる。これらは地下に設置され、一たび劣化、破損して漏洩すると直ちに地下水の汚染につながることから、地下貯蔵設備等は、有害物質の漏洩を防止できる材質及び構造とすること。

○ 有害物質を取り扱う施設設置場所の床面、周囲等における地下浸透防止

- ・ 有害物質を取り扱う生産設備や貯蔵設備の本体に付帯する配管等や貯蔵場所・作業場所において有害物質が漏洩、流出し、その場所の床面の亀裂等から地下へ浸透し地下水汚染に至った事例が認められることから、施設等から漏洩があった場合でも、直ちに地下に浸透しないよう、有害物質を取り扱う施設設置場所の床面は、有害物質の地下浸透を防止できる材質及び構造とすること。
- ・ 有害物質を取り扱う施設設置場所の周囲は、有害物質が漏洩した場合でも流出しないよう、有害物質の地下浸透を防止できる構造とすること。
- ・ 有害物質を含む汚水等が排水溝、排水貯留設備の亀裂等から地下へ浸透し、地下水汚染に至った事例が認められることから、有害物質を含む汚水等が排水溝等から地下に浸透しないよう、排水溝等は、有害物質の地下浸透を防止できる材質及び構造とすること。

② 点検・管理に関する措置

○ 点検の実施

- ・ 有害物質を取り扱う設備本体に付帯する配管等の劣化、破損等による有害物質の漏洩、保管容器の亀裂等からの漏洩、床面の亀裂等からの浸透により地下水汚染に至った事例が認められることから、有害物質を取り扱う設備本体及びそれに付帯する配管等や設置場所、貯蔵場所・作業場所の床の破損状況、有害物質の漏洩状況、地下浸透の状況について、定期的な点検及び検査を実施し、その記録を一定期間保存すること。
- ・ 点検等により異常が確認された場合には、直ちに補修等の必要な措置を講ずること。

○ 適正な作業・運転の実施

- ・ 不適切な作業や設備の操作、有害物質の不適切な取扱いによる漏洩等により地下水汚染に至った事例が認められることから、有害物質を取り扱う作業や施設・設備の運転は、有害物質が地下に浸透したり、周囲に飛散したり、流出したりしないような方法で行うこと。

(3) 対象施設等

- ・ 地下水汚染の発生事例を踏まえれば、水質汚濁防止法に定める有害物質をその工場・事業場内で使用する施設からの漏洩・浸透事例が多いことに鑑み、水質汚濁防止法に規定されている有害物質使用特定施設を上記(2)の措置の対象施設とすることが適当。
- ・ また、それに加え、有害物質の貯蔵設備からの漏洩・地下浸透の事例が見られることから、それらについても対象とすべき。
- ・ さらには、有害物質の貯蔵場所や作業場所についても漏洩・浸透事例が見られるが、対象に含めるかどうか。
- ・ 消防法の適用を受けるガソリタンク等の貯蔵設備については、対象施設に含めるかどうか。

(4) その他

- ・ (2)の措置の対象となる施設について、地方公共団体が立入検査等を行うために必要な情報を把握するため、届出義務を課すなどにより、実態を把握することが必要。
- ・ あわせて、構造に関する措置を担保するため、その遵守を義務づけた上で、構

造に関する措置を満たしていない施設に対し、地下水汚染を未然に防止する観点から、都道府県知事等により改善を命ずることができるよう措置すべきである。また、改善命令に従わない施設に対しては、罰則を設けることにより、その実効性を担保すべきである。

- 既存の施設に対する（２）①の構造に関する措置の適用に関しては、地下水の未然防止のための取組は新規施設・既存施設問わず取り組むべきものであるが、既設施設における対応には一定の期間が必要であること、先行する地方公共団体の条例でも猶予期間を設けた例があること等を踏まえれば、一定の猶予期間を設けた上で適用すべきである。
- なお、既存の施設については、構造に関する措置を適用するまでの間、（２）②の定期点検の実施等、構造に関する措置に代替する措置を講じる。

5. おわりに